

安全のすすめ

一 死亡災害が発生しています

昨年1月以来死亡災害ゼロを継続していますが、今年1月に3件の死亡災害が発生しました。うち2件は新聞配達員のバイク運転時の交通事故で、1件は遊具の点検作業中に発生したものでした。

交通労働災害の防止は、十分注意をしても乗用車やトラックに激突され被害者になることもあります、対策が難しいのも事実です。しかし、ヒヤリマップを活用し、危険箇所洗い出しによる注意喚起や側方、後方にも注意しながらの全運転の励行、余裕のある時間行動の確保などで交通事故に遭うリスクは低下するのではないか。すべてにおいて、事前に発生の可能性のある災害を予測し対策を講じることで、災害発生のリスクを減らすことになりますが、これが実施されれば1月に発生した遊具の点検中の死亡災害も防げたかも知れません。

当署では、3件の死亡災害の発生により、災害防止のためにリスクアセスメントの導入による災害防止活動が非常に重要である認識に立ち、その導入を積極的に指導していきたいと思っています。リスクアセスメントの導入はまだという事業場におかれましては、この機会に導入を検討していただくようお願いします。

二 適切な許容範囲設定のすすめ

何事にも限度があり許容範囲があります。今一度、災害発生リスクの許容範囲について考えてみてはいかがでしょうか。トップがこの許容範囲を明確にすることで、「これを超えないように」と、災害防止のため自らスタッフによる安全管理能力が向上するはずです。

そして、その許容範囲のレベルを高くしていくことが真の安全衛生管理活動と言えるのでないでしょうか。

三 建設現場安全パトロールを実施しました

先月16日、建設業労働災害防止協会茨城支部日立分会（以下建災防）との合同により、管内工事現場の、年度末安全パトロールを実施し、当日は日立南地区、日立北部地区及び北茨城高萩地区の3班に分かれ、土木、建築を問わず工事現場のパトロールを実施し、足場の設置状況や各種建設機械の使用点検状況等を確認いたしました。

結果として、安全に昇降できる設備が設けられて、災害発生のリスクを減らすことになりますが、これが実施されれば1月に発生した遊具の点検中の死亡災害も防げたかも知れません。

当署では、3件の死亡災害の発生により、災害防止のためにはリスクアセスメントの導入による災害防止活動が非常に重要である認識に立ち、その導入を積極的に指導していきたいと思っています。リスクアセスメントの導入はまだという事業場におかれましては、この機会に導入を検討していただくようお願いします。

四 胸部エックス線検査等に関する改正

今般、平成22年4月1日から労働安全衛生法に基づく定期健康診断における、胸部エックス線検査等に関する規定が改正され、40歳未満の一定の要件を満たす対象者については、医師が必要でないと認める場合に限り、胸部エックス線検査を省略することができます。そこで、その許容範囲のレベルを高くしていくことができるようになりました。詳細については、裏面をご参照の上、適切に健康診断を受診するようお願い申し上げます。

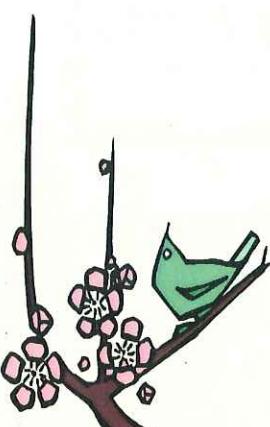
五 編集後記

年度末になり、至る所で送別会が催されることと想います。お酒の楽しい飲み方も、自らの許容範囲をしつかり認識し、これを厳守する点では職場の安全衛生管理に似ているのではないでしょうか。今年度の労に感謝し、楽しく嗜めたら良いと思います。

来月には桜も開花し、お花見や歓迎会等も行われる季節もあります。お酒を飲むことには何かと事欠かないものですね……。

今年度は今回が最終号になりますが、来年度からもより有効な労働安全衛生情報を掲載していく所存ですので、ご愛読の程よろしくお願いいたします。

平成21年度も大変お世話になりました。



労働安全衛生法に基づく
定期健康診断における胸部エックス線検査等の
対象者の見直しに関する改正について

～平成22年4月1日施行～

- 労働安全衛生法に基づく定期健康診断における胸部エックス線検査等に関する規定が改正されました。
- 胸部エックス線検査については、従来、原則すべての方に実施が義務付けられていましたが、下記のとおり、見直しを行いました。

胸部エックス線検査の対象者の見直し

- 40歳以上の方
→ 全員に実施
- 40歳未満の方
→ 以下のア～ウ以外の方で、医師が必要でないと認めるときは、省略することができます。
 - ア 5歳毎の節目年齢（20歳、25歳、30歳及び35歳）の方
 - イ 感染症法で結核に係る定期の健康診断の対象とされている施設等で働く方
 - ウ じん肺法で3年に1回のじん肺健康診断の対象とされている方

働く方の健康確保のため、改正内容に基づき、健康診断を適切に実施しましょう。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署